

令和6年第4回定例会
赤井川村議会会議録
第2日（令和6年12月10日）

◎議事日程（第2日）

追加日程

- | | | | |
|-----|------------------|--------|------------------------------|
| 第 1 | 予算特別委員会
委員長報告 | 議案第47号 | 保養センター木製家具購入事業契約の締結について |
| 第 2 | | 議案第48号 | 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号） |
| 第 3 | | 議案第49号 | 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 4 | | 議案第50号 | 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | | 議案第51号 | 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第 6 | 総務開発常任委員会委員長申出 | | 生活改善センターのカラオケ機器の導入について |
| 第 7 | 総務開発常任委員会委員長申出 | | 閉会中の継続調査申出書 |
| 第 8 | 議会運営委員会委員長申出 | | 閉会中の継続調査申出書 |

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝 則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳 之 君	8番	岩井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	秋 元 千 春 君
住 民 課 長	小 林 義 幸 君

保健福祉課長	高松重和君
産業課長	神信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	藤田俊幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
------	-------

(午後 1時45分開議)

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。
これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として一括議題といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、追加日程第1から追加日程第5として予算特別委員会委員長報告を一括議題と
することに決定いたしました。

◎追加日程第1ないし追加日程第5 予算特別委員会委員長報告

- 議長（岩井英明君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

- 予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第47号 保養センター木製家具購入事業契約の締結について、
議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）、議案第49号 令和6年度赤
井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水
道事業会計補正予算（第2号）及び議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正
予算（第2号）について審査の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しまし
たので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

- 議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対
する質疑に入ります。質疑ありませんか。

連議員。

- 2番（連 茂君） 今読み上げたものと僕の手元にあるもの、号数が違うので、それ
だけ確認させてください。

- 議長（岩井英明君） 追加日程第1から第5として予算特別委員長報告を議題とします。

（何事か呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 失礼しました。3号に訂正してください。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第47号 保養センター木製家具購入事業契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第47号 保養センター木製家具購入事業契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

この際、議案第48号から議案第51号までを一括採決といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)、議案第49号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算(第2号)を一括採決といたしたいと思います。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第48号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)、議案第49号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第50号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第51号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) 次に、総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されて

おります。

これを日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第6、総務開発常任委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第6 総務開発常任委員会委員長報告

○議長(岩井英明君) 本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人総務開発常任委員会委員長。

○総務開発常任委員会委員長(川人孝則君) 総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託された生活改善センターのカラオケ機器の導入について審査の結果、採択であり、導入機器について取扱方法を検討すべきものであるとしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

以上。

○議長(岩井英明君) 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論について発言ありますか。反対討論の方。

山口芳之君。

○7番(山口芳之君) カラオケ機械の導入の反対討論をさせていただきます。

今までのいろいろなカラオケの機械をセンターに設置してまいりましたが、使い勝手が悪いのは分かるけれども、昨年から2回しか使われていないのはいかなる理由があろうともおかしい話であります。使い勝手が悪くても歌を楽しもうという気持ちがあれば、どんな機械であっても歌えるはずですよ。弘法筆を選ばずと昔から言われるように、楽しく歌を歌う気持ちがあれば今の機械でも歌えるはずだと思います。また、最近では財政健全化で各団体の補助金も減らされている中でカラオケに村が助成するなどとは、減らされた団体がどのような気持ちになるか考えたことがありますでしょうか。このような要望に議会が同意をするということは、議会の良識を問われるものではないでしょうか。歌う楽しさを味わいたいというのは分かりますが、もう少し自分で努力して楽しんでほしいものです。趣味を楽しむのに村民の税金を使わないでほしいという思いで私は反対します。

以上です。

○議長(岩井英明君) 賛成討論ありますか。

曾根議員。

○3番(曾根敏明君) 私は、賛成意見として意見を述べさせていただきたいと思います。

多くの村民の方から要望書、各名簿をいただいて、数年前から希望している最新型の機器をぜひセンターに置いてほしいという要望がありました。私もこの機器を入れることにより、若い人から高齢者まで歌好きの人はもちろん、多くの村民の方々が多方面にわたって利用できるこの機器をぜひ議員の皆様ご理解をいただき、この機器の導入をしていただくことにどうか賛同していただきたいと、このように思います。よろしく願います。

○議長(岩井英明君) そのほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) なければ、これで討論を終わります。

これより生活改善センターのカラオケ機器の導入についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、生活改善センターのカラオケ機器の導入については、委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第7から追加日程第8として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第7、総務開発常任委員会委員長申出及び追加日程第8、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第7 総務開発常任委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第7、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第8 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第8、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和6年第4回赤井川村議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 2時05分閉会)